

70歳以上の皆さんへ

平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度は、1か月に支払った医療費が決められた上限額を超えた場合に、その超えた分の金額を払い戻す制度であり、上限額は個人もしくは世帯の所得によって決まっています。

平成29年8月より、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が下記の一覧表のとおり変わりますので、ご承知おきください。

また、どの適用区分に該当するかは、被保険者証や高齢受給者証、限度額認定証でご確認いただけます。

◆◆◆◆◆ 70歳以上の方の高額療養費上限額一覧表（月額） ◆◆◆◆◆

〈平成29年7月まで〉

〈平成29年8月から〉

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円(※2)>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます

(※2) 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から多数回の該当となり上限額が下がります

♠お問い合わせ 保険係⑤2121

家庭・事業所での節電にご協力を！

この夏は、さまざまな電力需給対策に取り組むことにより、電力の安定供給に最低限必要な供給予備率3%以上を確保できる見通しです。しかし、この見通しはお客さまによる定着した節電効果を前提としております。このような状況を踏まえ、家庭・事業所等において、無理のない範囲での節電にご協力をよろしく願います。



家庭では、夏の午後8時ごろに平均で約700Wの電力を消費しており、照明やテレビ、冷蔵庫が約70%を占めています。特に各家庭の電気使用量が増える午後6時～8時の時間帯での節電にご協力をお願いします。



一般的なオフィスビルでは、電力消費のうち照明や空調・OA機器が約85%を占めています。電力の安定供給に企業の節電分を見込んでいることから、経済活動に支障をきたさない範囲での節電にご協力をお願いします。

具体的な節電方法は、ほくでんの検針時に各家庭（電気契約者）へ配布されている節電の具体例を掲載したチラシもしくはほくでんのホームページをご覧ください。お近くのほくでんへお問い合わせください。

▶お問い合わせ

ほくでん滝川営業所④7166 (電話受付：午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日を除く)

ホームページアドレス：<http://www.hepco.co.jp>